




市自連からの連絡・調整・協議提案 事項	座間市からの回答
<p>⑥いい制度と思いますが、転入者への対応を適切にしないと、トラブルが無くならないと思います。</p> <p>⑦転入者から集積所の問い合わせがあった場合、隣近所の方を案内するのでなく、自治会長に案内するようにして下さい。加入促進になりますので。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度が施行されても、登録団体とは別に自治会を案内することには、基本方針が変わらないと云う事で良いでしょうか。 	<p>⑥普段の近所トラブルの案件と、今回の新制度の事業については目的が異なるため、切り離してお考えください。</p> <p>⑦そのような考えで結構です。</p>  <p>(資源対策課)</p>
<p>2. 座間市の耐震対策について</p>  <p>①要介護支援の関係と、市備蓄品がどのように管理されているか教えてください。</p>  <p>②自治会でも、もっと啓発しなければと考えますが、市でも啓発の推進をお願いします。</p>	<p>アンケートの結果、全般的にまだまだ市民の防災意識が低いと感じます。現在取り組んでいる、講座・研修・パンフレット等を活用しながら、災害に対する対応について市民の皆様へお伝えし、さらに、市自連と連携を図りながら更なる啓発を図っていきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェイクアウトについても「机に潜る」ことが強調されていますが、一番重要なのは地震が起きた時に自身が何をすればよいか、何を想定すればよいかを考える事です。 ・自助の必要性・家具の転倒防止・家族との防災会議・非常持出品の関係については、全戸配布いたしました「防災対策総合ガイド」に掲載しております。 ・市の備蓄品関係では、アルファ化米8万5千食・梅粥7千5百食、飲料水は貯水槽やアルミボトル缶2万3千本を確保しています。なお、食料が底を突く頃には須賀川市・大仙市より食料援助を受ける協定を締結しております。 <p>①非常食については、各避難所にあるわけではなく、効率的な管理として市で一括集中管理しております。現場視察の要望があれば対応させていただきます。要介護支援については、主に福祉部で対応させていただいておりますが、避難所の流れとしては、まず通常の避難所へ避難していただき、集団生活が困難な場合は、市内6か所指定しております「二次避難所」へ移っていただくことを考えております。</p> <p>②市自連から研修依頼を受け、3カ年に渡り実施してきましたが、継続して啓発する必要性を痛感しています。また、必要に応じお声掛けください。(安全防災課)</p>
<p>3. 空き家対策について</p>  <p>※平成26年12月の国会にて、「空き家対策特別措置法」が成立。</p>	<p>当課職員による市内旬間パトロール・道路課パトロール・市民からの情報提供により情報を集約し、現地調査を経て管理不全な空き家を把握しております。強制解体や賃貸物件としての転用も考えられますが、多くの課題があります。個人の所有物に介入することはかなり困難な中、現行条例によってかなり改善されております。将来的には、もう一步踏み込んだ対策が必要になると考えております。</p> <p>平成25年度は空き地11件・空き家25件、26年度は新たに空き地8件・空き家11件を把握しており、助言指導のもと大半が是正されております。残りも、指導を継続している状況です。</p> <p>国の動きとして、空き家対策関連法案が国会に提出されており(※)その動きに注視・期待しています。(安全防災課)</p>

市自連からの連絡・調整・協議提案 事項	座間市からの回答
4. 防犯灯の新規設置について	設置のご要望については、所定の要望書に基づき現地調査を経て設置における判断をさせていただきますので、要望書の提出をお願いします。（安全防災課）
5. 安全安心まちづくり旬間パトロールの件	（安全防災課よりお礼の言葉あり）
6. 市内一斉防犯パトロールについて	雨天時等の緊急連絡体制については、改めて市自連と調整させていただきたいと考えております。（安全防災課）
7. 座間市職員の自治会未加入者の加入促進について、市の加入促進について ・市自連と共に加入促進について積極的に取り組んでいただきたいと思います。	職員アンケート結果の内容を確認しますと、多種多様な意見や考えがあり、ある一つの方策で加入へ導くには困難であると感じます。今後は全職員に対し、実施済の職員アンケートを踏まえた形で自治会の必要性を強く訴えかけ、加入を促す段階と考えます。 ・事務連絡として、市民部長名で各部局室長宛てに、自治会の必要性や現在の加入率を挙げながら加入を促してほしい旨の依頼を考えております。（市民協働課）

◆平成26年度 第4回 意見交換会について（要旨） 平成27年1月13日（火）

市自連からの連絡・調整・協議提案 事項	座間市からの回答
1. 自治会と民生委員との連携について  ①民生委員からも自治会加入について促していただきたい。 ・民生委員の会合への出席について、市自連の理事会で話をします。	各民生委員は一定の地区を担当しており、相談者と行政とのパイプ役となっています。自治会との連携の重要性を認識しているため、自治会区割りとして少しでも近づくよう地区の見直しを現在進めています。そのような中、民生委員の力だけでは地区の把握が難しいため、地域自治会と連携させていただき、地域における民生委員のご案内及び情報提供を戴きたいと考えています。 ①是非、自治会と民生委員のお話の場を設けていただき、地区の民生委員に直接お話しいただければと思います（民生委員は守秘義務が有りますが）。（福祉長寿課）
2. 市内一斉美化デーの対応窓口の一本化について ①剪定枝の収集については資源対策課、土砂・汚泥については道路課に案内されています。  ②その内容について、解かりやすくチラシ等の作成をお願いします。	①廃棄物の処理方法等は異なりますが、電話等での受付についての窓口は統一可能です。美化デーの受付については、資源対策課で受けることとし、土砂・汚泥の詳細の問い合わせについては道路課が受けることにします。 ・土嚢袋については、従来通り道路課で配布させていただきたいと思います。美化デー実施の連絡は資源対策課で受け、産廃の関係については、道路課で対応することをお願いします。 ②チラシの件、了解です。（資源対策課、道路課）
3. 市役所窓口での自治会加入説明対応について ①宅地開発の際、ゴミ集積所の新規設置のための相談が市民からあると思います。その際に、自治会の方に相談するよう、また自治会に加入するよう、案内して戴きたい（パンフレット等を利用して）。 ・市自連の理事会で問題ないか確認し、ご連絡します。	①市民からの問い合わせが一番多いのが、転入された方からの集積所の場所の確認です。その場合には、「その集積所の近くの方、若しくは近隣の自治会の方に相談してください」と話をしております。また、開発指導に基づき、開発業者へ「近隣の住民に周知し、トラブルのないように」と指導しています。 ・要望通りの対応は可能ですが、自治会長の個人情報をご当課で公開することに問題はありませんか。 ・過去のケースとして、「その集積所は自治会とは関係ない」と仰る会長さんが居りましたので、当課で自治会長さんを案内する場合には、そういったことが無いよう、単位自治会に十分な周知をお願いします。その上で運用を開始したいと考えます。（資源対策課）

市自連からの連絡・調整・協議提案 事項	座間市からの回答
<p>4. 市職員の自治会活動への認識や加入に対する意識について</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課での積極的な加入の呼びかけはできないのでしょうか？ 	<p>メール等での事務連絡ではなく、年頭の連絡調整会議におきまして、市自連さんで作成した加入促進用パンフを添えて直接各部局室長に対し、話をして文書も配布しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政のみでなく全般的な話として、一番重要なのは市内全域での加入促進です。行政内外を問わず、様々な取組が必要だと認識しています。 加入促進キャンペーン時には、戸籍住民課に対し協力依頼はさせていただきます。加えて、役員の皆様が直接転入者に声を掛けていただければと思います。 (市民協働課)
<p>5. 座間市原水爆禁止協議会の援護費への配分について</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な提案（予算配分・繰越金等）を作成するために、役員会の前に会議の開催が必要と考えますが、規約上、臨時役員会を開催することは可能ですか。 	<p>（同協議会事務局より）事務局で役員会資料を作成し、役員会（総会）に諮り、その決定に基づき、市民啓発・募金・被爆者援護（座間市内）を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約の通りですので、開催の可能性はあります。 (広報広聴人権課)

◆この意見交換会では直ちに結論が出ない事項がありますが、皆さんのご意見を集め、地道に協議を重ねます◆
 ≪お願い≫ 各自治会が抱える諸課題について、自治会・地区自連を通じて市自連にご提言ください。

事務局からのお知らせ

▽自治会活動紹介の英文(訳)パンフレットが出来ましたので、ご入用の方は事務局までご連絡ください。

▽市自連事務所の印刷機をご利用の際は、ご連絡（予約）ください。この3～4月は混雑が予想されます。印刷用紙は各自ご持参下さい。（利用時間 9：30～16：30）

- ①印刷機（白黒印刷）は、用紙サイズに関わらず1枚3円です。
- ②カラー印刷は、原稿データをパソコン用記録媒体（USBメモリ、CDなど）でご持参いただける場合のみ利用できます。
B4サイズ以下は1枚20円、A3サイズは1枚40円です。

	片面	両面
白黒	3円	6円
カラー(B4以下)	20円	40円
カラー(A3)	40円	80円

▽26年度の単位自治会長宛に、総会議案書（事業報告・事業計画・26年度決算書・27年度予算書）・平成27年度自治会役員名簿報告書・配布連絡員名簿報告書の提出依頼を送付しております。これらの書類は、配布先・配布数の確認や市の補助金申請に必要ですので、必ずご提出ください。

市自連事務所 開所時間：平日午前9時～午後5時（土日祝日は休み）

TEL/FAX: 046-252-8751

E-mail: shijiren-zama@nifty.com

市自連だより「ふれあい」61号は、平成27年5月1日の発行となります。よろしくお願いいたします。



©座間市
特別自治会員
「ざまりん」